

## 生活困窮者等住環境整備支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人越前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する越前市自立相談支援センター「くらしごとさぼ一と」（以下「くらすぼ」という。）での相談者に対し、住環境の整備支援を提供するために必要な事項を定めるものとする。

### (支援の対象)

第2条 この要綱による支援の対象（以下「支援対象者」という。）は、くらすぼの相談者（越前市福祉事務所等他の機関の相談者で当該機関とくらすぼが連携して支援するものを含む。）で、居住空間の生活環境を整えることにより、以後継続して居住することが見込まれる者とする。

### (支援の範囲等)

第3条 本会が行う支援の範囲は、次に掲げるもののうち支援対象者の日常生活の維持に最低限必要な環境整備とする。

(1) 清掃

(2) ゴミ処理

2 前項の支援に要する費用は、1件につき80,000円を上限額とし、一世帯につき1回限りで予算の範囲内で実施する。

### (支援の手続)

第4条 この事業による支援を受けようとする者は、生活困窮者等住環境整備支援事業申請書（別記様式）を本会会長に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、支援実施後1年以上継続して居住すること及び生活環境の維持管理を行うことを誓約しなければならない。

2 会長は、前項の申請を受理したときは、必要性を十分審査したうえで支援の実施を決定する。

### (実施の方法)

第5条 本会は、本事業を受託する業者を選定し、発注するものとし、事業完了後、支援に要した費用を速やかに支払うものとする。

### (費用の弁償)

第6条 この事業の実施後、第4条に規定する誓約事項に反する行為があった場合は、支援を受けた者は、当該支援に要した費用の全額を本会に支払わなければならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。